

## 令和6年度 福岡県嘉穂・鞍手保健所の重点事業と取組み

課名	令和6年度の重点事業	取組みの概要
総務企画課	<p>&lt;企画指導係&gt; 地域医療構想調整会議</p>	<p>従来から保健医療計画を策定し、医療機関の機能分担の推進に取り組んでいたが、高齢化の進展により求められる医療介護サービスの提供体制の変化に対応すべく、団塊の世代の方々が全て75歳以上となる2025年に向けて医療提供体制の充実を図るため、平成29(2017)年に地域医療構想が策定されたところである。今年度は地域医療構想調整会議において本構想の検証を行い、今後の地域医療構想の策定に反映させていく。</p>
健康増進課	<p>&lt;健康増進係&gt; 1 生活習慣病重症化予防対策事業  2 地域在宅医療推進事業</p>	<p>1 糖尿病等生活習慣病重症化予防のために、飯塚、直方鞍手それぞれの地域で、市町・医師会や医療機関と連携し、効果的な受診勧奨や個別指導ができるよう体制整備を図る。 また、生活習慣病重症化予防対策連携会議や地域・職域連携会議において、地域課題の共有を図り、保険者や職域も含めた地域全体の取組を推進する。</p> <p>2 誰もが望む場所で療養できる地域医療体制の整備を目指し、当所に「地域在宅医療支援センター」を設置し、相談・支援を行うとともに、医療機関や市町、地域包括支援センター等と連携を図り、地域全体で在宅医療を支援する体制づくりに取り組んでいるところである。 市町が実施主体の「在宅医療・介護連携推進事業」において、直方鞍手地域の取組が推進されるよう重点的に支援する。 また、今年度から「在宅医療に必要な連携を担う拠点」となった医師会と連携し、在宅医療・介護連携体制の構築に努める。</p>
健康増進課	<p>&lt;精神保健係&gt; 自殺対策事業</p>	<p>福岡県の自殺者数は、ピーク時の平成10年の1,369人と比べて、令和元年には756人と約45%減少したが、全国と同様に令和2年以降は増加傾向にあり、特に子ども・若者や女性の増加が顕著となっており、福岡県の第2期自殺対策計画でも、取組みを充実させることとしている。 このような背景を受け、子どもや若者に関わる学校関係者等との意見交換の機会を設け、現場の状況を把握する必要がある。 また、若年者対象の研修を行うことで、周囲の者のサインに気づき、必要な機関につなげられるよう支援していくことが必要である。 当所においては、管内の大学へゲートキーパー養成研修を行うことで、自殺に対する基本的な知識を学び、自殺への偏見をなくすとともに、周囲の者の自殺のサインに気づき、対応できる人(ゲートキーパー)を増やす。また、会議において学校関係者等を含む関係機関と情報交換を行うことで、継続的な連携と対策の強化に取り組んでいく。</p>

課 名	令和6年度の重点事業	取組みの概要
保健衛生課	<p><b>&lt;食品衛生係&gt;</b></p> <p>1 HACCP の推進</p> <p>2 新たな許可業種の許可に係る経過措置期間終了に伴う事業者への対応</p>	<p>1 平成30年6月13日に食品衛生法等の一部を改正する法律が公布され、これに伴い原則すべての事業者には HACCP が義務付けられた。</p> <p>食品の営業許可業者については、許可の更新に際し、施設調査を行うとともに衛生管理計画や実施記録等の確認を行っている。許可の更新年数は5年から10年であるため、今年度も引き続き現場で HACCP の実施状況を確認するとともに、HACCP が円滑に機能していない事業者に対し必要な指導を行っていく。</p> <p>2 平成30年6月13日に食品衛生法等の一部を改正する法律が公布され、実態に応じて営業許可業種が見直されるとともに、新たな許可業種が設定された。</p> <p>令和3年6月1日から改正法が施行され、施行日時点ですでに営業を行っている場合は施行後3年の経過措置が適用されているが、本年5月31日で当該経過措置が終了することから、漬物製造業等許可取得が完了していない事業者への相談等についてきめ細やかに対応していく。</p>
	<p><b>&lt;生活衛生係&gt;</b></p> <p>1 浴場施設の立入調査</p> <p>2 ペット飼育支援アドバイザー派遣事業</p>	<p>1 令和4年度に本県の入浴施設において、衛生管理が不適正であり、さらには当該事業者が保健所に対し虚偽の報告をした事案が発生した。</p> <p>本事案の再発防止並びに入浴施設における適正な衛生管理の徹底のため、管内の公衆浴場法許可全施設及び循環式浴槽を有する旅館業許可施設を年1回程度立入検査し、必要な指導を行う。</p> <p>2 高齢者等のペット支援については、令和2年度まで「ペット飼育高齢者支援アドバイザー派遣事業」が実施されていたが、令和5年度から当該事業名が「ペット飼育支援アドバイザー派遣事業」と改められ、事業対象が高齢者に限らず、生活困難者や社会的孤立者等まで拡充された。</p> <p>当該事業については、令和5年度は適したケースがなく活用できなかった。多頭飼育を未然に防止するため、適正飼養できていない人に対し積極的に当該事業を活用し、当該アドバイザーを派遣していく。</p>
	<p><b>&lt;感染症係&gt;</b></p> <p>1 結核対策</p> <p>2 感染症予防の普及啓発</p>	<p>1 結核の罹患率及び患者数は年々減少しており、令和3年の全国の罹患率が9.2となり、結核低まん延国水準である10を初めて下回った。令和4年の罹患率も8.2となり、引き続き結核低まん延国水準を維持したところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響も要因として考えられているため今後の結核の発生動向を注視する必要があると考えられている。特に結核患者は高齢者の割合が大きいため医療機関や高齢者施設などの関係機関と連携し、患者が発生した場合の疫学調査、接触者健診、治療完遂のためのDOTS（直接服薬確認法）の徹底など引き続き着実な結核対策に取り組んでいく。</p> <p>2 幼稚園や保育所等のこどもの集団生活場では食事、排せつ等のケア行為が行われるため感染症の発生とまん延のリスクが存在し、過去に管内の保育所での腸管出血性大腸菌感染症の集団感染事案が発生している。特に乳幼児は感染症に罹患すると重症化しやすい特性があるため平素からの感染予防対策が重要である。当該施設の職員を対象とした研修会を開催し、留意すべき感染症に関する予防策や嘔吐物の処理方法等を学ぶことで、感染症のまん延の防止に努めるよう指導する。</p>